

令和元年9月24日

## 九州北部豪雨で被災された学生の経済的支援について

学生・保護者の皆さまへ

令和元年8月に発生した九州北部豪雨により、学生本人及び学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が被災した学生で経済的な理由により修学が困難となった学生に対し、令和元年度後期分授業料の特別免除申請を受け付けます。

なお、申請結果については、提出されました申請書類により審査を行います。申請書類を提出したことで免除を補償するものではありませんので、ご注意ください。

### I 特別免除申請の対象者について

本学の学部または大学院研究科に在学する者（科目等履修生，研究生を除く）であって、九州北部豪雨により被災された地域で学生本人又は学資負担者が被災した者のうち、下記の事由に該当し後期分授業料の納付が困難であると認められる者とする。

1. 豪雨により、学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した場合
2. 豪雨により、学資負担者が死亡又は行方不明となった場合

※独立生計者（大学院生に限る）は、本人所有の持ち家の場合のみ対象となります。

※「学資負担者」とは、学生本人の保護者（保証人）を示します。

### II 特別免除申請の内容について

1. 特別免除申請が認められた場合、後期分授業料が全額又は半額免除となります。
2. すでに、後期分授業料免除申請を行っている申請対象の学生も、今回の特別免除申請を行うことにより特別免除枠として取り扱いますので、授業料免除担当までご連絡下さい。

### III 特別免除申請期間及び申請場所について

1. 申請期間及び時間

**令和元年10月15日（火）～10月25日（金）** 8:30～18:00

※土・日曜日を除く

2. 申請場所

学務部学生生活課 授業料免除担当（学生センター内）

※必ず、上記期間内に免除申請を行ってください。期間日以降の申請は、受け付けませんのでご注意ください。

#### IV 特別免除申請書類等について

申請書類等につきましては、本学HPから後期分授業料免除申請書をダウンロードするか、学生生活課にて配布します。

1. 「令和元年度後期分授業料免除申請書」
2. 市区町村発行の「罹災（りさい）証明書」 ※コピー可
3. 学資負担者が死亡（または行方不明）の場合は、それを証明できる書類
4. 独立生計者（大学院生に限る）の場合は、本人所有の持ち家であることを証明できる書類

※「罹災（りさい）証明書」は、お住いの市区町村に申請してください。

なお、本申請期間内に用意ができない場合は、上記申請書のみを先に提出してください。「罹災（りさい）証明書」は、後日提出してください。

#### V 特別免除申請の結果発表について

今回の後期分授業料特別免除については、罹災（りさい）の規模等により可否判定を行い、免除を決定します。結果発表する際は、事前に「本学のHP」及び「所定の掲示板」に「Live Campus」で確認できる状態にした旨のお知らせをします。

なお、選考結果発表前に後期分授業料は絶対に納付しないでください。

〈お問い合わせ先〉

学務部学生生活課 授業料免除担当

電話 0952 - 28 - 8486

E-mail : jmenjo@mail.admin.saga-u.ac.jp